

# ⑤ 《提出期限 11/30迄(厳守)》 証明書総括表

## 【申告書記入の注意事項】

- ※ 保険契約者・受取人欄を確認のうえ記入してください。
- ※ 支払った保険料等の金額は証明書通りに記入願います。配当金は対象外です。
- ※ ご自身もしくはご家族分の社会保険料（国民年金・国民健康保険）を、  
あなたご自身が支払った場合に記入してください。（給与天引き分は記入不要です）
- ※ 国民年金・国民年金基金は証明書の添付が必要です。
- ※ 国民年金の控除証明書は11月上旬に日本年金機構より自宅に発送される予定です。  
届かない場合は、最寄の年金事務所に直接お問い合わせください。
- ※ 小規模企業共済等掛金控除は、確定拠出型年金の個人型に加入し、個人で納付  
している場合に記入してください。**証明書の添付**が必要です。

所属名(店舗名)			
社員番号	入社年月日	年	月 日
氏名			

### ●必ずご記入ください。

添付した証明書類		後日添付予定日 および理由
1	<b>保険会社等が発行した証明書</b> (生命・地震・旧長期損害・確定拠出年金等) 枚	
2	<b>国民年金・国民年金基金の証明書</b> (支払をした証明ができるもの) 枚	
3	<b>住宅取得控除の年末残高証明書</b> ※「住宅借入金等特別控除申告書」を提出する 場合 枚	
4	<b>障害者手帳のコピー</b> (本人・扶養者) 枚	
5	<b>在学証明書原本</b> (コピーは不可) →ご自身が学生で、 収入金額が103万円～130万円の方 枚	

### ●次の設問は、本年中に入社された方のみお答えください。

※YES・NOのどちらかに○をつけてください

	YES	②の問いへ
① 本年中に他の会社で 勤務しておりましたか	NO	年末調整ができます。 ※②の回答は不要です
② ①で勤務していた会社 の源泉徴収票は全て ありますか	YES	年末調整ができます。 下記を添付して下さい  令和3年分 給与所得の源泉徴収票 枚
	NO	年末調整ができません。 保険料控除申告書は未記入のまま、 他の申告書と一緒に提出してください